

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成23年11月18日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ミドリ大津店 大津市大將軍一丁目28番1号

2 提出された意見の概要

(1) 大津市からの意見

(ア)当該店舗の営業時間が深夜に及ぶことから、青少年に対する影響が懸念されるため、事業者においては、滋賀県青少年の健全育成に関する条例の趣旨及び内容を十分考慮した上で、本市域の地域住民や関係団体（大津市青少年育成市民会議等）との連携を密にさせていただくと共に、地域住民や関係団体が行う青少年健全育成に関する諸活動に、事業者の責務として積極的に協力願いたい。

(イ)地元瀬田北学区では、常夜灯をはじめ防災・防犯対策において努力されているところであるので、届出のあった防犯対策を遵守いただくと共に、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの要請があった場合については積極的に協力願いたい。

(ウ)設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合がありますため、事前に関係課と協議し、必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出願いたい。

(2) 草津市からの意見

(ア)予測地点cにおいて、自動車走行音による騒音レベルの最大値が夜間の基準値（第2種区域 45dB）を上回っている。c地点と大津・守山・近江八幡線を挟んで住宅側の予測地点c'における騒音レベルの最大値は、夜間の基準値（第3種区域 55dB）を満たしており、生活環境に影響を及ぼすとは考えにくい。しかし、万が一にも基準値を越えることの無いよう、走行速度を落とすよう周知するなど、対策を講じること。

(イ)廃棄物については、大津市の排出基準等に従い、適正に処理すること。

(ウ)屋外広告物を掲出する場合は、滋賀県屋外広告物条例に基づき草津市役所都市計画課景観グループに許可申請をすること。

(エ)駐車場法第12条に該当する場合は、届出をすること。

(オ)駐車場の面積が変更になる場合は、関係課と協議すること。

(3) 地域住民等からの意見

(ア)車両のアイドリング音や閉店時のシャッターを閉める音等の音漏れ防止に留意していただきたい。

(イ)深夜の光害防止に留意していただきたい。

(ウ)店舗周辺のゴミの散乱防止に留意していただきたい。

(エ)混雑時の交通整理員の配置や、左折入出庫の実施等交通対策について留意していただきたい。

(オ)来退店車両が右折で入出庫出来ないように、新浜交差点にセンターポールを設置していただきたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 平成23年11月18日から平成23年12月19日まで